

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監 査 公 表 第 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月19日

高知県監査委員	桑名	龍吾
同	土居	央
同	奥村	陽子
同	植田	茂

## 定期監査結果報告（令和3年度第2回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

### 記

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

##### 2 監査の対象

監査対象機関234機関（出先機関125機関を含む。）のうち本庁109機関（別表1のとおり）

##### 3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

##### 4 監査の実施内容

令和2年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

#### 第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

##### 1 指摘事項

###### （1）総務部デジタル政策課

令和2年7月に1日も出勤していない会計年度任用職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当を支給していた。

これは、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け

必要な措置を講じられたい。

(2) 子ども・福祉政策部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱に基づく申請受付及び支払事務に関する委託契約において、減額の変更契約を締結する際に支出負担行為決議書（変更）を作成していなかった。

これは、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議書により決議することを定めた、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(3) 商工労働部経営支援課

商店街等振興計画推進事業費補助金において、補助事業者から経費配分の変更交付申請が提出され、補助金額が減額となるにもかかわらず、変更交付決定及び支出負担行為の減額を行っていないかった。

これは、商店街等振興計画推進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に反するとともに、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議書により決議することを定めた、高知県会計規則第43条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(4) 観光振興部観光政策課

別途食糧費が支出されていたにもかかわらず、宿泊諸費の減額を行っていないため、旅費が過払となっていた。

夕食代に相当する経費が別途食糧費等で支出される場合は、総務部長通知（職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取扱いについて）に基づき宿泊諸費を減じた旅費を支給しなければならないところ、減額を行っていないかった。

これは、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(5) 農業振興部環境農業推進課

令和2年度高知県環境保全型農業直接支払交付金を過大に支出していた。

これは、補助事業者から実績報告書が提出された際、報告書に記載された金額に基づかず、過大に交付金の確定を行い支出していたものであり、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項

の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(6) 林業振興・環境部木材産業振興課

土佐材パートナー企業登録証盾のうち2社分について、誤った記載内容で発注したことにより、正しい内容の盾を追加作成していた。

適正な事務処理を行っていれば不要であった支出が発生したものである。

これは、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(7) 教育委員会

ア 教育委員会事務局小中学校課

30万円以上の物品購入に当たり、2人以上の者から見積書を徴する必要があるにもかかわらず、1者の見積書しか徴していなかった。

これは、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないと定めた、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第32条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

イ 教育委員会事務局高等学校振興課

令和元年度高知県県立学校昼食費補助金において、消費税仕入控除税額等の確定に係る報告を求めていなかったため、補助金の返還が行われていなかった。

高知県県立学校昼食補助金交付要綱第10条第3項において、実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに高知県教育長に報告すると定められているにもかかわらず、補助事業者から報告を受けていなかったことにより、本来、行うべき補助金の返還手続がされておらず、過払が生じているものである。

これは、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(8) 警察本部

運転免許センターにおいて、令和2年12月に1日も出勤していない職員に対して、本来支給することができな

い同月分の通勤手当を支給していた。

これは、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

## 2 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する知識不足や確認不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表 1 (監査対象機関)

機関名	
知事部局	<b>総務部</b>
	秘書課
	政策企画課
	広報広聴課
	法務文書課
	行政管理課
	人事課
	職員厚生課
	財政課
	税務課
	市町村振興課
	デジタル政策課
	統計分析課
	管財課
	総務部 13課
	<b>危機管理部</b>
	危機管理・防災課
	南海トラフ地震対策課
	消防政策課
	危機管理部 3課
	<b>健康政策部</b>
	健康長寿政策課
	医療政策課
	在宅療養推進課
	国民健康保険課
	健康対策課
	薬務衛生課
	健康政策部 6課
	<b>子ども・福祉政策部</b>
	地域福祉政策課
	高齢者福祉課
	障害福祉課
	障害保健支援課
子ども・子育て支援課	
少子対策課	
福祉指導課	
人権・男女共同参画課	
子ども・福祉政策部 8課	

機関名	
知事部局	<b>文化生活スポーツ部</b>
	文化振興課
	まんが王国土佐推進課
	国際交流課
	県民生活課
	私学・大学支援課
	スポーツ課
	文化生活スポーツ部 6課
	<b>産業振興推進部</b>
	計画推進課
	産学官民連携・起業推進課
	地産地消・外商課
	産業振興推進部 3課
	<b>中山間振興・交通部</b>
	中山間地域対策課
	移住促進課
	鳥獣対策課
	交通運輸政策課
	中山間振興・交通部 4課
	<b>商工労働部</b>
	商工政策課
	産業デジタル化推進課
	工業振興課
経営支援課	
企業誘致課	
雇用労働政策課	
商工労働部 6課	
<b>観光振興部</b>	
観光政策課	
国際観光課	
地域観光課	
おもてなし課	
観光振興部 4課	

機関名	
知事部局	<b>農業振興部</b>
	農業政策課
	農業担い手支援課
	協同組合指導課
	環境農業推進課
	農業イノベーション推進課
	農産物マーケティング戦略課
	畜産振興課
	農業基盤課
	競馬対策課
	農業振興部 9課
	<b>林業振興・環境部</b>
	林業環境政策課
	森づくり推進課
	木材増産推進課
	木材産業振興課
	治山林道課
	環境計画推進課
	自然共生課
	環境対策課
	林業振興・環境部 8課
	<b>水産振興部</b>
	水産政策課
	漁業管理課
	漁業振興課
	水産流通課
	漁港漁場課
	水産振興部 5課
	<b>土木部</b>
	土木政策課
	技術管理課
	用地対策課
	河川課
防災砂防課	
道路課	
都市計画課	
公園下水道課	
住宅課	

機関名	
知事部局	<b>土木部</b>
	建築指導課
	建築課
	港湾振興課
	港湾・海岸課
	土木部 13課
	<b>会計管理局</b>
	会計管理課
	総務事務センター
	会計管理局 2課
公営企業局	<b>公営企業局</b>
	電気工水課
	県立病院課
公営企業局 2課	
教育委員会	<b>教育委員会事務局</b>
	教育政策課
	教職員・福利課
	学校安全対策課
	幼保支援課
	小中学校課
	高等学校課
	高等学校振興課
	特別支援教育課
	生涯学習課
	文化財課
	保健体育課
	人権教育・児童生徒課
教育委員会事務局 12課	
警察本部	<b>警察本部</b>
	警察本部 1機関
その他機関	議会事務局
	監査委員事務局
	人事委員会事務局
	労働委員会事務局
	その他機関 4機関
合計 109機関	









( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計
公営企業局	公営企業局								0
	電気工水課								
	県立病院課								
教育委員会	教育委員会事務局	1		1 (1)	1 (1)		1		4 (2)
	教育政策課								
	教職員・福利課								
	学校安全対策課								
	幼保支援課								
	小中学校課				1 (1)				1 (1)
	高等学校課								
	高等学校振興課	1				1 (1)			2 (1)
	特別支援教育課								
	生涯学習課								
	文化財課						1		1
	保健体育課								
人権教育・児童生徒課									
警察本部	警察本部			2 (1)					2 (1)
その他の機関	議会事務局								
	監査委員事務局								
	人事委員会事務局								
	労働委員会事務局								
計	4 (1)	7	15 (4)	12 (1)	11 (3)	0	6	55 (9)	

**別表3**（事務区分別の指摘事項及び注意事項）

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	割合（％）	
共通	1	3	4	7.3	・不要な経費の支出 ・決裁漏れ 等
収入事務	0	7	7	12.7	・納期限の設定誤り ・収入調定の遅延 ・納入通知書の未発送 等
支出事務	4	11	15	27.3	・支出負担行為決議書（変更）の作成漏れ ・通勤手当の支給誤り ・食糧費と旅費の調整漏れ ・経費支出伺（変更）の作成漏れ 等
契約事務	1	11	12	21.8	・見積書の徴取誤り ・仕様書で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・不適正な入札の執行 ・契約書等で定めた書面による承諾漏れ 等
補助金の交付に関する事務	3	8	11	20.0	・支出負担行為漏れ ・補助金等の過大支出 ・交付要綱で定めた書類の受領漏れ ・不適正な検査方法 等
財産・物品等管理事務	0	0	0	0	
土木・建築工事に関する事務	0	6	6	10.9	・契約の保証期間延長の処理漏れ 等
<b>計</b>	<b>9</b>	<b>46</b>	<b>55</b>	<b>100.0</b>	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。